

○ 条 平 省 令 財 務 省 告 示 第 三 百 二 号
平 成 二 十 九 年 十 月 第 五 条 に 関 す る
件 等 別 付 第 一 〇 一 月 告 日 第 二 号
成 二 十 九 年 十 月 第 五 条 に 関 す る
等 行 称 及 び 根 捧 記
行 方 法 用 振 の 法 発 号 名
方 法 行 等 替 条 律 行 称
法 入 札 格 決 定 発 行 方 法
入 札 格 決 定 行 争 の 方 法
入 札 格 決 定 行 争 の 方 法
も 各 行 参 よ と 大 に 競 争 う 札 価 振 の 以 律 社 条 九 特 へ 利
の 申 「 加 る に 臣 行 争 入 」 へ 格 替 適 下 へ 債 第 年 別 第 付
か 込 と 者 発 応 が わ 入 札 に 以 を 機 用 一 平 、 一 法 会 二 国
ら み い ・ 行 募 各 れ 札 發 由 下 競 関 を 振 成 株 項 律 計 十 庫
そ の う う 第 へ 限 国 る の 行 「 争 は 受 替 式 第 に 二 債 財 務
の う 」 Ⅱ 以 度 債 入 募 「 發 価 に 日 け 法 三 等 二 関 回 券 大
応 ち 非 下 額 市 札 入 と 行 格 付 本 る 「 年 の 振 三 す へ 臣 物 価
募 応 価 一 を 場 で の い 競 し 銀 も と 法 律 替 号 法 律 連 麻 生
額 募 格 国 定 特 あ 決 う 「 以 争 て 行 の い 律 替 号 法 律 連 麻 生
を 価 競 債 め 別 つ 定 」 下 入 行 と と う 第 七 〇 一 月 太 郎
順 格 争 市 る 参 て を 及 札 わ す し 」 〇 七 〇 一 月 太 郎
次 の 入 場 も 加 、 し び 価 「 れ 」 〇 七 〇 一 月 太 郎
割 高 札 特 の 者 財 た 価 格 と る そ 規 五 号
り い 発 別 に ご 務 後 格 競 い 入 の 定 法

十 一	九 八	七	六	口 イ	口 イ	口 イ
發	振額最	払	發	行	行	行
發	替額	行入価	争非者特國入価	行入価	争非者特國入価	行入価
行	額面	・別債札格	第參市發競金	・別債札格	第參市發競	・別債札格
價	面	札格	第參市發競	札格	第參市發競	札格
格	金	發競	II加場行爭額	發競	II加場行爭額	發競
日	位	金	II加場行爭額	II加場行爭額	II加場行爭額	II加場
額	平	す	額	の	振	十
面	成	る	の	記	替	万
金	二	。	。整	載	法	円
額	十	九	數	又	の	額
百	九	倍	は	規	倍	額
円	年	九	の	記	定	額
に	十	金	記	錄	に	額
つ	月	錄	額	は	よ	額
き	十	に	は	よ	、	は
百	日	よ	よ	最	る	よ
四		よ	よ	振	る	最
円		最	最	低	低	振
五		低	低	替	替	低
十		替	替	も	額	替
		額	額	口	額	額
		口	口	の	面	の
		の	の	面	座	の
		面	面	と	金	申
		金	金	簿		応

経過利子

方額想額想發利
法の定定行
計元元日
算金金の率

募るには下に金期臣がの数とのき以九数数づ価規律統月期け各
 入額、第よ額及が公基のす。は下・をのき統定第計前及る利
 決面こ五りはび定表準基るに、第八いう作計す五局のび想子
 定金れ位算、償めさに準。額こ五でうち成のる十が消償定支
 の額を未出財還るれ基改た面これ位除。生すた基三統費還元払
 を四満さ務期日たづ定だ金を未し以鮮るめ幹号計者期金期
 通知乗捨のれ大限以場くがし額四満て下食全の統一法物限額及
 をじ端る臣に降合消行、を捨の得同品国調計第へ価のはび
 受け入數数がおのに費わ消乗端たじを消査で二平指属、償
 得しがへ定け各は者れ費じ入五数数。除費のあ条成数す各還
 たしたもあ小める利、物、者て入がへく者結る第十へる利期
 者額もる数る想子財価改物得しあ小を総物果小四九總月子限
 はと。と点方定支務指定価たたる数九合価に売項年務の支に
 す。き以法元払大数後指額もと点十指指基物に法省三払お

 盤年錢
 画〇
 命・
 盤一
 の盤の
 諸盤×1.00301
 セント

二
十
二
払
込
期
日

平
成
二
十
九
年
十
月
十
日